

新・世界の人権はいま

―普遍的定期審査の現場から―（その九）



研究センター理事長・所長

坂元 茂樹

中国は、第三回普遍的定期審査（UPR）に際して提出した政府報告書において、「中国の特徴をもった人権の概念と理論的体系」と題して、「世界において人権の発展に何ら普遍的な道は存在しない。各国の経済的及び社会的発展における重要な要素として、人権の定義はその国の人民の国内状況と必要性に基づいて促進されなければならない」と述べるとともに、「中国は、人権の政治化と『二重基準』に反対し、国際的な公正と正義を支持する。中国は、平等及び相互尊重に基づいて国際人権の交流と協力を擁護する。そして、途上国が関心をもつ社会権と発展の権利に一段と重要性を付与する」と述べて、人権の発展において欧米諸国が

唯一のモデルとはならないとの考えを示した。

こうした中国の考え方は、一九九三年の第二回世界人権会議の際にも示された。中国代表は、「人権の概念は、歴史的発展の産物である。それは、特定の社会的、政治的及び経済的状况、並びに特定の歴史、文化及びその国の価値と密接に結びついている。異なる歴史的段階は、異なる人権の要求をもつ。異なる発展段階にある国又は異なる歴史的伝統及び文化的背景をもつ国は、人権に関して異なる理解及び実行を行っている。したがって、特定の国の人権基準及びモデルを唯一固有のものとし、すべての国にそれらに従うことを要求することはできない」と述べ、人権の普遍性と欧米モデルに異議を唱えていた。

もっとも、第二回世界人権会議で採択されたウィーン宣言は、「すべての人権は、普遍的であり、不可分かつ相互依存적であって相互に連関している。国際社会は、公平かつ平等な方法で、同じ基礎に基づき、同一の強調をもって、人権を全地球的に扱わなければならない。国家的及び地域的独自の意義、並びに多様な歴史的、文化的及び宗教的背景を考慮に入れなければならないが、すべての人権及び基本的自由を助長し保護することは、政治的、経済的及び文化的な体制のいか

んを問わず、国家の義務である」(五項)という結論を採択した。人権の普遍性を承認し、社会権も自由権も相互に連関しており、同一の強調をもって扱わなければならないとした。中国の政府報告書がいうような「社会権と発展の権利に一段と重要性を付与する」ことが望まれているわけではない。しかし、こうした中国の態度は、途上国によって支持されている。

中国の第三回UPRの事前質問において、二〇カ国の途上国が社会権に関する事前質問を行なった。そこでは、「すでに中国は、発展の権利の実施で数多くの成果を上げている。中国は、関連する経験を我々と共有してもらえないだろうか」(パキスタン)、「提案や提言を行なう方法として簡単に便利なインターネットによる申請を、現在、中国国民がどのようにして行なっているのかについての優れた実践と経験を共有させてもらえないだろうか」(ボリビア)、「中国は、貧困削減教育で目覚ましい成果を上げている。この点について、中国は、その経験の一部を我々に説明し、我々に共有させてもらえないだろうか」(キューバ)、「中国は、社会保障制度の整備と改善でめざましい成果を上げているが、社会保障の適用範囲拡大における経験を我々と共有してもらえないだろうか」(ベトナム)といった中国

モデルを手本にしたいという途上国の事前質問であふれていた。

事前質問で、英国やオランダが、「中国政府は、新疆ウイグル自治区に関して、人種差別撤廃委員会による勧告をいつ履行するのか。具体的には、いつ、違法に訴追され、裁判にかけられ、有罪を宣告された個人の超法規的な抑留施設への抑留という実行をやめ、こうした状況で抑留されている個人を直ちに釈放するのか」という自由権に関する事前質問を行なったのと同好対照をなしている。

なお、人種差別撤廃委員会は、二〇一八年、中国の第一四一七回定期報告書審査の総括所見において、テロリズムと宗教的過激主義を阻止するとの口実の下に、新疆ウイグル自治区で多数のウイグル族及び他のイスラム少数民族が外部と連絡を絶たれて長期間収容され、超法規的な抑留施設で適法な刑事犯罪の起訴や裁判、宣告なしに個人を抑留する実行を停止すること、直ちにこうした状況下で抑留されている人々を解放し、違法に抑留されている人々に救済を求めることを許すよう」(四〇項・四一項)勧告していた。中国の第三回UPRでは、このように欧米諸国と途上国による中国の人権状況の評価の深刻な亀裂が明らかになった。